

議会だより

令和6年第3回定例会

令和5年度の一般会計及び特別会計決算を認定他

令和6年第3回定例会は、9月4日招集され、13日までの10日間の会期で開催しました。

今期の定例会では、4名の議員が町政等について一般質問をおこないました。

なお、議決された案件の概要及び審議結果は次のとおりです。

- ▼ 主な歳入 ▶ 新型コロナワクチン接種事業費補助金(1,660万円)、▶ 繰越金(5,424万2千円)、▶ 普通交付税(1億7,304万円)、▶ 緊急防災・減災事業債(3,000万円)、▶ 臨時財政対策債(△277万6千円)等
- ・ 歳出 ▶ 公有財産管理事業(くにすの杜進入路路面災害復旧工事)(3,000万円)、▶ 予防接種事業(3,463万円)、▶ 財政調整基金積立金(2億円)

⑥ 令和6年度吉野町介護保険特別会計補正予算(第1号) 【可決】

- ・ 補正規模 6,503万7千円
- ・ 予算総額 11億9,370万円
- ・ 歳入 ▶ 繰越金(6,503万7千円)
- ・ 歳出 ▶ 財政調整基金積立金(863万5千円)、▶ 償還金(5,598万8千円)、▶ 一般会計繰出金(41万4千円)

(3) 決算 《7件》

- ⑦ 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定 【認定】
- ⑧ 令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 【認定】
- ⑨ 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 【認定】
- ⑩ 令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 【認定】
- ⑪ 令和5年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 【認定】
- ⑫ 令和5年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 【認定】
- ⑬ 令和5年度水道事業特別会計の欠損金処理及び決算認定 【認定】

決算認定の7件の決算状況は、12-13頁別表のとおり。

(4) 財産取得 《3件》

- ⑭ 動産の買入りに係る財産の取得 【可決】
 - ・ 取得品目 スクールバス(中型)1台
 - ・ 取得目的 スクールバス更新
 - ・ 契約方法 指名競争入札
 - ・ 契約金額 17,413,000円
 - ・ 契約の相手方 株式会社西本自動車商会
代表取締役 西本 延博

(1) 条例 《4件》

- ① 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて 【可決】
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、移動端末設備(スマートフォン等)を用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設等の措置が講じられることに伴い、関係条例の整備をする
- ② 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて 【可決】
厚生労働省保険局国民健康保険課長通知において、急患等として医療機関を受診した国民健康保険被保険者に対し、保険税の徴収猶予の取扱いが示されたことによる所要の改正
- ③ 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて 【可決】
国民健康保険法の一部を改正する法律により、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることに伴う所要の改正
- ④ 吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて 【可決】
ひとり親家庭等医療費助成事業における所得の取扱いについては、児童扶養手当法施行令に定める所得制限の規定を準用しており、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴う所要の改正

(2) 予算 《2件》

- ⑤ 令和6年度吉野町一般会計補正予算(第2号)【可決】
 - ・ 補正規模 2億6,994万1千円
 - ・ 予算総額 63億7,699万6千円
 - ・ 地方債 ▶ 避難路整備を目的とする起債の限度額3,000万円を追加、▶ 臨時財政対策債を目的とする起債の限度額を277万円減額し723万円に変更

- 構成団体平成7年度から令和5年度までの間に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分する

【物品の譲与】(第2条)

→奈良県広域水道企業団に無償譲渡する

【退職手当支給事務負担金還付金の引継】(第3条)

→解散、脱退により奈良県市町村総合事務組合から還付される同組合の退職手当支給事務負担金還付金は、企業団に引き継ぐ

(7) 同意等 《2件》

- ⑳ 吉野町教育委員会委員の任命同意 【同意】
(教育委員会委員の任期満了による任命同意)
・宮下 真由美 氏 (国栖)
- ㉑ 人権擁護委員候補者の推薦 【適任】
(人権擁護委員の任期満了による推薦)
・山本 淑子 氏 (喜佐谷)

(8) 報告 《2件》

- ◆ 令和5年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告 【受理】
次のとおりの監査委員の審査意見書と共に報告内容は13頁のとおり
【監査委員の審査報告】
・町財政の健全化判断比率等についての書類が適正に作成されている
・実質公債費比率、将来負担比率については、基準と比較すると概ね適正である
- ◆ 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分^の報告について 【受理】
【事故に伴う損害賠償額と和解の報告】
吉野町大字丹治地内で発生した公用車の交通事故に係る損害賠償額と和解条件

(9) その他 《2件》

- ㉒ 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について 【可決】
【名称】(第1条) →奈良県広域水道企業団
【構成団体】(第2条) →奈良県及び26市町村
【共同処理する事務】(第3条)
→水道事業及び水道用水供給事業に関する事務
【事務所の位置】(第4条) →磯城郡田原本町に置く
【議会の組織・選挙の方法・任期】(第5条・第6条)
→関係市町村の給水人口が(1)5万人未満=1人(2)5万人以上10万人未満=2人(3)10万人以上=3人(4)奈良県=3人(それぞれの構成団体の議員のうちから選挙する。任期=2年)
【企業長】(第9条)
→奈良県知事 任期=奈良県知事としての任期

- ⑮ 動産の買入りに係る財産の取得 【可決】
・取得品目 スクールバス(マイクロ)1台
・取得目的 スクールバス更新
・契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約
・契約金額 8,407,080円
・契約の相手方 株式会社吉野自動車工業
代表取締役 福本 智志

- ⑯ 動産の買入りに係る財産の取得 【可決】
・取得品目 スクールバス(マイクロ幼児専用車)1台
・取得目的 スクールバス更新
・契約方法 指名競争入札
・契約金額 7,348,000円
・契約の相手方 宮下自動車工業
代表 宮下 茂弘

(5) 規約 《2件》

- ⑰ 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 【可決】
現行の被保険者証が廃止されることに伴い、構成市町村の議会の議決を求める必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により組合規約の一部を変更する
- ⑱ 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について 【可決】
令和7年3月31日をもって奈良県広域水質検査センター組合の解散を予定しており、事務の承継を行うために規約の変更をするため、地方自治法第290条の規定により、組合構成市町村の議会の議決を求める

(6) 組合 《2件》

- ⑲ 奈良県広域水質検査センター組合の解散について 【可決】
【奈良県広域水質検査センター組合の解散】(第1条)
→奈良県広域水質検査センター組合は、令和7年3月31日をもって解散する
【事務の承継】(第2条)
→歳計現金:解散後に奈良県広域水道企業団(以下「企業団」という。)に帰属、▶精算後の残余現金:令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じ、構成団体に交付する、▶組合が保有する別表の団体に係る水質検査に関する文書:企業団に引き継ぐ、▶別表の団体以外の構成団体に係る水質検査に関する文書:当該構成団体に引継ぐ、▶組合の収支:解散の日をもって打ち切り、組合管理者(御所市長)が決算する、▶前項の決算:企業長が企業団の監査委員の審査に付し、企業団の議会の認定に付する
- ⑳ 奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について 【可決】
【財政調整基金の配分】(第1条) ↙

【財務】(第14条)

→経費=料金、企業債、補助金、構成団体の負担金等水道料金=5年ごとに検討し、毎年度、財政の健全化の支障の有無を確認

【施行日】(附則)

→総務大臣の許可のあった日から施行

⑭ 吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて 【可決】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求める

◆ 常任委員会の閉会中の所管事務調査 【可決】

◆ 議員派遣 【可決】

(9) その他 (続き)

【副企業長】(第10条)

→6人 任期=2年(内訳:給水人口上位2位までの市の長=2人・3位以下の市の長=2人・町村長=2人) 任期:2年

【補助職員】(第11条)

→企業長が任免し、定数は条例で定める

【監査委員】(第12条)

→2人(企業長が議会の同意を得て選任。任期4年)

【運営協議会】(第13条)

→重要な事項を協議するため運営協議会を設置(委員=構成団体の長)

一目でわかる審議結果

【○=賛成 ●=反対 -=欠席 △=棄権】

種別	議案名又は内容	議員名	議決結果	上麻里	藤本昌義	辻内正誠	下中一平	山本義史	上滝義平	中西利彦	西澤巧平	野木康司
(1) 条例	① 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて		可決			全	会	-	致			
	② 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて		可決			全	会	-	致			
	③ 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて		可決			全	会	-	致			
	④ 吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて		可決			全	会	-	致			
(2) 予算	⑤ 令和6年度吉野町一般会計補正予算(第2号)		可決			全	会	-	致			
	⑥ 令和6年度吉野町介護保険特別会計補正予算(第1号)		可決			全	会	-	致			
(3) 決算	⑦ 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定		認定			全	会	-	致			
	⑧ 令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		認定			全	会	-	致			
	⑨ 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		認定			全	会	-	致			
	⑩ 令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		認定			全	会	-	致			
	⑪ 令和5年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定		認定			全	会	-	致			
	⑫ 令和5年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		認定			全	会	-	致			
(4) 財産収入	⑬ 令和5年度水道事業特別会計の欠損金処理及び決算認定		認定			全	会	-	致			
	⑭ 動産の買入りに係る財産の取得		可決			全	会	-	致			
	⑮ 動産の買入りに係る財産の取得		可決			全	会	-	致			
(5) 規約	⑯ 動産の買入りに係る財産の取得		可決			全	会	-	致			
	⑰ 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		可決			全	会	-	致			
(6) 組合	⑱ 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について		可決			全	会	-	致			
	⑲ 奈良県広域水質検査センター組合の解散について		可決			全	会	-	致			
(7) 同意	⑳ 奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について		可決			全	会	-	致			
	㉑ 吉野町教育委員会委員の任命同意		同意			全	会	-	致			
(9) その他	㉒ 人権擁護委員候補者の推薦		適任			全	会	-	致			
	㉓ 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について		可決			全	会	-	致			
	㉔ 吉野町過疎地域持続的発展計画を変更することについて		可決			全	会	-	致			

議長は裁決にわりません

一般質問

議員の日常の活動と町民の声や自身の考え方をもとに、町長や教育長などへ方針を問うものです。次のとおり4名の議員が町政について質問しました。



藤本 昌義

後期基本計画策定のための住民アンケートについて

Q 住民アンケート調査実施に関し2000人抽出方法や質問内容に疑問を感じている。このアンケートの現時点での回答率や質問内容の決定方法についての見解や、また、新たな住民意識の調査方法など、計画策定支援業務を効果的に進めていくことについて伺う。

A 計画の策定にあたり、18歳以上の町民から2000名を無作為に抽出し、7月末よりアンケートを実施した。質問内容は前期計画の内容を基本としながら、庁内全所属で確認の上、内容を決定している。今後、回答率等を分析し、第6次計画策定にあたっては、町民の意見をより汲みとれるよう、質問内容、質問数及びアンケートの対象者や方法等について検討していきたい。

他の質問 ●クーリングシェルターのような避難施設設置について



西澤 巧平

道の駅のような施設の整備について

Q 関係人口と賑わいの創出という観点から、町内外の人の交流や特産品等の物流や情報発信の拠点施設として、気軽に人の集まれる施設の計画に対する町のか考えを伺う。

A 道の駅のような施設の整備については、道の駅やまちの駅の整備、鉄道駅舎の活用等、さまざまな形が考えられる。現在、吉野町では役場の新庁舎への移転、旧吉野小学校跡地の利活用等を通じた拠点づくり等の取組を進めているが、今後、各地区においても、まちづくりの拠点となる施設の整備を検討していきたい。

他の質問 ●スポーツを通じた関係人口について
●6月の一般質問に対する結果と結論について



辻内 正誠

旧吉野小学校跡地のプロポーザル募集資料に関して

Q 法的適合調査を行うための債務負担行為8,400万円が3月21日の臨時議会において可決されたわけであるが、募集要項を読んで疑問点があるのでその意図するところを伺う。

A 旧吉野小学校の跡地利活用事業について、建築基準法第12条5項に係る費用は、関係者で内容を精査の上、3月の補正予算でお認めいただいた金額を上限に、必要な額を町が負担することとしている。なお、ドクターヘリの離発着は必須条件であり、防災機能の一部について、提案により代替場所が必要となる場合も、支障が生じないよう対応していく。

他の質問 ●防災と減災について(その3)ライフライン



上滝 義平

介護保険制度について

Q 今年度から第9期介護保険事業計画に基づく介護保険事業が進められているが、高齢者が増加し介護サービスを利用される方が増えている。また老後を安心して過ごすために、介護予防も大切である。介護サービスと負担のあり方について町のか考え方を伺う。

A 介護保険制度を支えている被保険者数は減少傾向にある。しかし、介護予防事業の展開により給付の抑制を行い介護保険料が急激に上昇することのないよう介護保険財政調整基金を活用し均衡を図る。また、人と人とのつながりを通じた助け合いが生まれる活動の場を地域に広め、いつまでも生き活きと安心して暮らし続けていただける吉野町を目指す。